

豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成26年4月1日制定。以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(耐震改修工事に要する費用)

第2条 要綱第5条に規定する耐震改修工事に要する費用とは、耐震改修計画に基づき実施する工事で、次に掲げるものとする。

- (1) 基礎、柱、はり、耐力壁及び筋かいの補強
- (2) 軽量化のための屋根の葺き替え
- (3) 前各号に規定する工事に伴う付帯工事
- (4) 耐震シェルター工事
- (5) 工事監理費
- (6) その他町長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは耐震改修工事に要する費用の対象としない。

- (1) 増築工事
- (2) リフォーム工事（上部構造評点の向上に寄与しないもの）
- (3) 設備機器の老朽化に伴う取替え工事
- (4) 既存部材の防腐防蟻処理
- (5) 床工事に伴う畳、フローリング等の仕上げ工事（耐震改修工事の面積以外の部分）
- (6) 天井下地を含む天井仕上げ工事（耐震改修工事の面積以外の部分）
- (7) 耐力壁の新設を伴わない建具の取替え
- (8) 擁壁工事等の外壁工事
- (9) その他構造耐力上必要ないと町長が判断するもの

(事前協議時の必要書類)

第3条 要綱第7条第2項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法に規定する当該建築物の確認済証明証（確認通知書）の写し又は検査済証の写し
- (2) 前号に規定する書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの
- (3) 登記事項証明書、固定資産税評価証明書など、当該建築物の所有者が申請者と同一の者

であることを確認できる書類

- (4) 当該建築物に係る固定資産税を滞納していないことを証明する書類（3か月以内に発行された納税証明書、完納証明書など）
- (5) 申請者の直近の課税所得金額が507万円未満であることを証明できる書類（3か月以内に発行された課税証明書など）
- (6) 耐震改修設計を行った耐震技術者の有する資格証等の写し
- (7) 耐震改修を行う技術者の有する資格証等の写し
- (8) 補助対象建築物の耐震改修計画書

提出部数、詳細については別表のとおりとする。

ア 付近見取図

イ 現況の各階平面図

ウ 耐震改修後の各階平面図

エ 床面積算定に係る資料

オ 現況の耐震診断書

カ 耐震改修計画に基づく耐震診断書（耐震改修後の耐震診断の数値が1.0以上であることを示すもの）

キ 耐震改修計画に基づくN値計算書

ク 補強箇所詳細図

ケ 耐震改修計画に基づく改修工事見積明細書

コ 基礎伏図（現況及び耐震改修計画に基づくもの）

サ 部材・金物の仕様書等

シ 屋根工事を行う場合の屋根伏図

ス 現況のカラー写真

セ 設計者の所見

ソ 偏心率を用いる場合の計算書

- (9) 補助金の交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合の委任状

- (10) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付申請時の必要書類）

第4条 要綱第8条に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修工事工程表

- (2) 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、当該利害関係者が耐震改修工事を行うことに同意していることが確認できる同意書（様式第3号）

- (3) 補助対象建築物の所有者が複数人の場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、それら全ての者からの同意書（様式第4号）
- (4) 補助金の交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合の委任状（任意様式・A4サイズ）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（工事着手届時の必要書類）

第5条 要綱第10条に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 工事請負等の契約書
- (2) その他町長が必要と認める書類

（耐震改修工事等の変更時の必要書類）

第6条 要綱第11条第1項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象建築物の変更後の耐震改修計画が確認できる図書
 - ア 現況写真（変更する箇所が写ったもの）
 - イ 計画平面図（変更前後の改修箇所を着色表示した図面）
 - ウ 補強計画図（変更後の補強方法を示す図面）
- (2) 変更後の耐震改修計画に基づく耐震診断報告書
- (3) 耐震改修計画又は耐震改修工事に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分）
- (4) 耐震改修工事工程表
- (5) その他町長が必要と認める書類

（中間検査の時期）

第7条 要綱第12条第1項に規定する町長が指定する工程に達したときとは、原則として次に掲げる時期とする。

- (1) 基礎の耐震改修工事が含まれる場合は、基礎の配筋完了時（コンクリート打設前）
- (2) 補強した部分（内部及び接合部を含む。）が目視で確認できるとき
- (3) その他町長が指定するとき

（中間検査時の必要書類）

第8条 要綱第12条第1項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 使用金物及び木材等の出荷伝票

- (2) 改修工事写真（着手前から中間検査まで改修工事の過程がわかるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（完了報告時の必要書類）

第9条 要綱第13条第1項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 豊能町既存木造住宅耐震改修工事中間検査合格証の写し
- (2) 改修工事写真（着手前から工事完了まで改修工事の過程がわかるもの）
- (3) 耐震改修工事に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分）
- (4) 耐震改修工事に要する経費の請求書の写し（補助対象経費に係る部分）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金請求時の必要書類）

第10条 要綱第16条第1項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修工事に要した経費の領収書の写し（補助対象経費に係る部分）
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 要綱第16条第2項に規定する町長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修工事に要した経費のうち、補助確定者が代理受領者に支払った額の領収書の写し（補助対象経費に係る部分）
- (2) その他町長が必要と認める書類

別表（第3条第1項第8号関係）

事前協議時の必要書類

添付書類	提出部数	備 考
ア 付近見取図	2部	・縮尺は問わないが、位置関係がわかること
イ 現況の各階平面図	2部	
ウ 耐震改修後の各階平面図	2部	・補強箇所に番号を振り、施工方法を示すなど、補強箇所と補強内容が分かること ・天井や床の補修部分（補強に係る部分のみ）を図示すること ・使用する金物の位置を示すこと
エ 床面積算定に係る資料	2部	・床面積、必要耐力を算出する際の計算用床面積が確認できること ・バルコニーや玄関ポーチがある場合はその取扱いが分かること
オ 現況の耐震診断書	2部	・評点、診断日、対象建築物の所有者名、耐震診断

		技術者の氏名が記載されていること
カ 耐震改修計画に基づく耐震診断書	2 部	・評点、診断日、申請者名、耐震診断技術者の氏名が記載されていること
キ 耐震改修計画に基づく N 値計算書	2 部	・改修計画に基づくこと
ク 補強箇所詳細図	2 部	・補強箇所ごとに、仕様や施工方法がわかること
ケ 耐震改修計画に基づく耐震改修工事見積明細書	2 部	・工事内容が分かる内容であること
コ 基礎伏図（現況及び改修計画に基づくもの）	2 部	・基礎の種類が混在している場合は、違いがわかるよう記載すること ・床下換気口や人通口の位置を示すこと ・ひび割れ等破損がある位置を示すこと ・補修を行う場合は、改修計画に基づく基礎伏図に、補修部分・補修方法を示すこと
サ 部材・金物の仕様書等（認定書・パンフレット含む）	2 部	・認定書がある場合は添付すること ・同一の部材でも許容耐力が異なる場合は、全ての値が確認できる資料を添付すること
シ 屋根伏図（現況・改修後）	2 部	・屋根工事を行う場合に提出すること
ス 現況の写真	2 部	・カラー写真であること ・以下の内容が確認できること 外観：屋根や壁の種類、戸袋や下屋、窓の位置 内観：各部屋の壁仕様、開口部の種類、垂れ壁や欄間、天袋の有無 屋根裏・天井・床下 ：壁の達している高さ、火打ちの有無、基礎の種類と状態 劣化部分：老朽度の診断内容
セ 設計者の所見	2 部	・建物重量、接合部や基礎の仕様、老朽度の劣化点数の考え方など、耐震診断の係数に影響がある内容について記載すること
ソ 偏心率を用いる場合の計算書	2 部	・偏心率を用いる場合の計算過程がわかること

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。